

「自治基本条例とは？ －そのかたち、中身、他の事例を見る－」

第5回郡上市住民自治推進懇話会資料

平成24年3月2日(金)

岐阜経済大学経済学部 専任講師 今井良幸

自治基本条例について

□自治基本条例について

➤自治基本条例とは

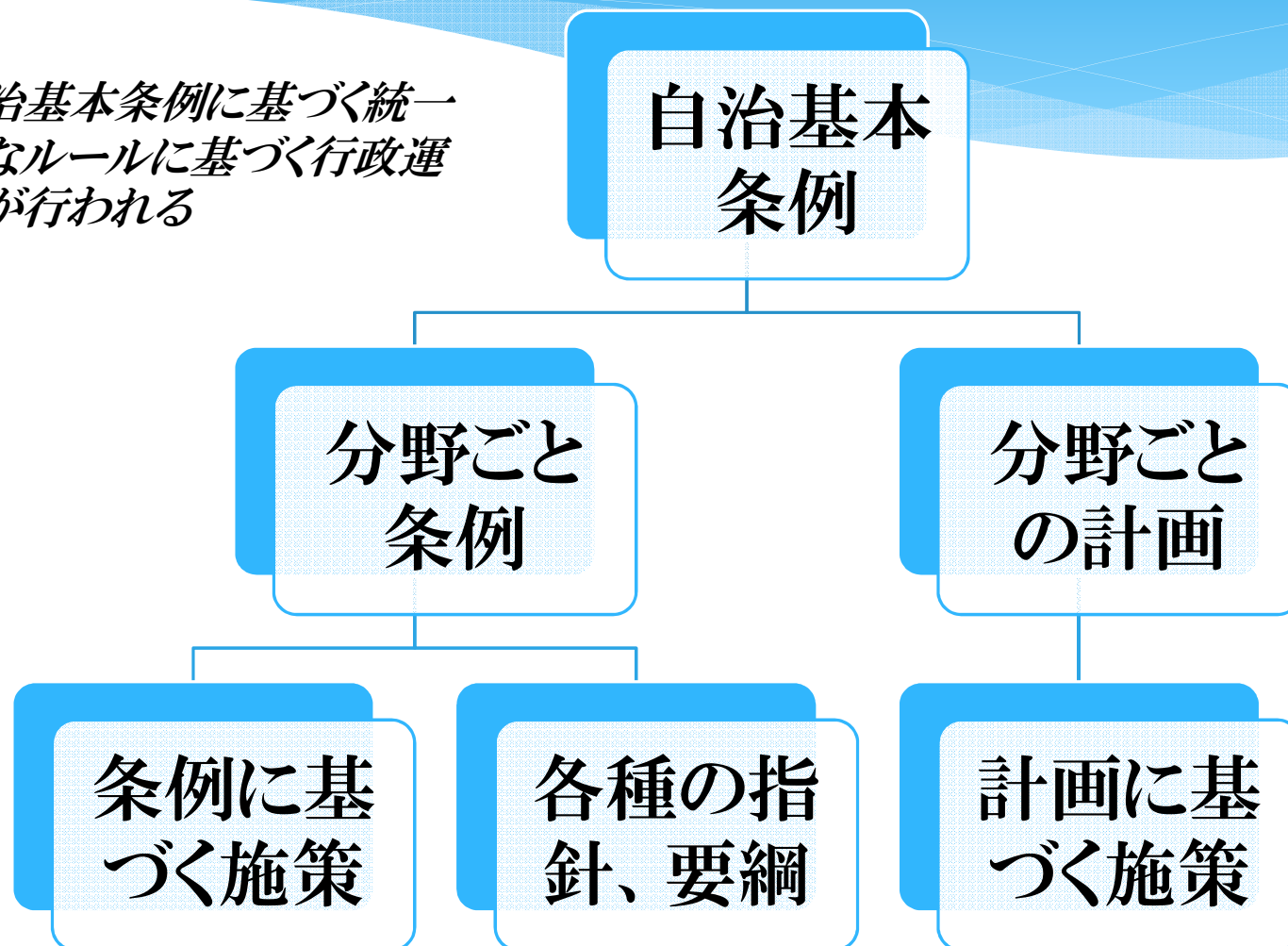
- ・自分たちのまちの**基本的なルール**を定めたもの
- ・一般的には、条例の**最高法規**であるとされ、市政運営の基本になる条例となる
- ・条例制定後は、行政の運営、住民の参加など**条例で定められた事項はそのルールに従って運用される**ことになる

➤制定の状況

全国で200を超える自治体で策定済み。岐阜県では、岐阜市、多治見市、輪之内町、垂井町で制定済み（そのほか、穂積市で24年4月1日から施行予定。関市や海津市でも制定準備中）

自治体施策の中の自治基本条例

自治基本条例に基づく統一
的なルールに基づく行政運
営が行われる



自治基本条例のかたち

□フルセット型とそれ以外のかたち

➤フルセット型

- ①自治の**基本理念**
- ②自治の**主体としての市民**
- ③**行政・議会の組織・運営・活動**に関する基本的事項
- ④**市民・市民団体の活動**に関する事項

⇒①から④の全てが網羅されている条例

不足する事項に応じて、「理念条例(理念条項だけのもの)」、「準自治基本条例(対象から議会が除かれているもの)」、「行政基本条例(行政運営に関する事項だけのもの)」などに分類される



最近では、フルセット型条例が一般的となってきている

自治基本条例の中身の具体例

➤ 自治基本条例の中身(具体的にどのようなことが書かれているのか)

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 前 文 | 6 まちを創造する仕組み |
| 2 基本的事項 | ・情報公開 |
| ・目的 | ・参加制度 |
| ・この条例の位置づけ | ・協働のしくみなど |
| ・基本となる用語 | 7 市民のための行政 |
| ・まちづくりの主体 | ・首長、職員、財政、法 |
| 3 まちのあるべき姿 | 務など |
| 4 市民の権利・責務 | 8 市民のための議会 |
| 5 まちづくりの基本原則 | 9 市民・市民活動団体 |
| ・市民自治 | 10 国その他の機関との連携 |
| ・情報 | 11 実効性の確保 |
| ・参加 | |
| ・協働・連帯 | |

どのような項目を入れるか、あるいは規定の程度は、自分たちのまちの必要性に応じて考える

岐阜県下の自治基本条例の制定・施行状況 (平成23年4月1日現在)

➤ 多治見市

名称:多治見市**市政基本**条例

施行:平成19年4月1日施行

(平成20年4月1日、平成22年4月1日の2回改正)

➤ 岐阜市

名称:岐阜市**住民自治**基本条例

施行:平成19年4月1日

➤ 輪之内町

名称:輪之内町**まちづくり基本**条例

施行:平成22年4月1日

➤ 垂井町

名称:垂井町**まちづくり基本**条例

施行:平成23年4月1日

それぞれ名称は異なるが、**自治基本条例**に分類される

自治基本条例をかたち、中身づくり

➤ どのようなかたち、中身の条例にすればよいか？

自治基本条例＝かたちによる**優劣はない**

それよりも条例のしくみがいかに**上手く機能するかが重要**

【具体的には】

- ・自分たちのまちの現状に合わせる
- ・実現不可能な高度な内容を無理に入れない
- ・みんなの議論の中で、かたちや条文の要、不要を考える
- ・わかりやすい条文構成、文体にする

みんなが内容を理解し、実際に機能する仕組みを目指す！！

条例の策定後はどう変わるのか？①

自治基本条例
と同時に施行

➤ 行政側の視点
【岸和田市の場合】

自治基本条例

意見聴取の手續に関する条例

審議会等の委員の公募に関する条例

審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例

住民投票条例

外部監査契約に基づく監査に関する条例

条例に基づいた行政の住民参加・情報公開の実践化



行政の仕事を進める方法は当然変わることになる



職員の意識の変化が不可欠となる

条例の策定後はどう変わるのか？②

自治基本条例18条3項

前2項に規定する意見の聴取に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。



個別条例で具体化

【岸和田市意見聴取の手続に関する条例】

(趣旨)

第1条 この条例は、岸和田市自治基本条例(平成16年条例第16号。以下「自治基本条例」という。)第18条の規定による意見聴取の手続(以下「意見聴取手続」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

⇒別途条例が制定されることにより、自治基本条例の考え方が具体化され、実際の仕組みとして確立されることになる

条例の策定後はどう変わるのか？③

➤ 住民(NPO・事業者などを含む)側の視点

自治基本条例

= 住民参加の仕組みの確立

(⇒ 行政運営の仕組みのなかに組み込まれ、**それがなければ行政は進んでいかない**ことになる)

【具体例】

- ・ 審議会における公募委員制の導入
- ・ パブリック・コメントの実施
- ・ 総合計画への住民参加 など

また、これらの制度を
前提に住民自ら**まちづ
くりに参加する責務**が
定められる場合もある



住民の意識も変化しなければならない